

一元的身分制の成立

——明治維新期における僧尼身分の解体について——

森 岡 清 美

問 題

封建社会は権力の多元的重層的配置により多元的身分制を特色とし、近代社会は権力の一元化によって一元的身分制を特色とし、多かれ少なかれ開放的階級制に立つ現代社会は身分制の解消を特色とするといふならば、明治維新期はまさに我が国における一元的身分制の成立期とみなすことができよう。これはひとつの仮説的命題であるが、維新政府は早くも明治二年（一八六九）六月、公卿・諸

侯を更めて華族と改称し、彼らの家臣をすべて士族と称したこと、さらに四年八月、穢多・非人の称を廃止したことは、身分一元化の歩みを証するものといえよう。そうした歴史的展開の仮説的枠組のなかで、維新时期における僧尼身分の職分（僧業）への解体について考察するのが本稿の目的である。⁽¹⁾

僧尼身分の解体は、神道国教化政策をとる維新政府が早晚推進すべき課題であつたかも知れない。しかし現実には、こうしたイデオロギー的な立場からではなく、全国一律の戸籍を編成するという実務上の必要から、僧尼身分の解体が実現していったのである。戸籍法は明治四年四月四日の太政官布告（第一七〇号）を以て公布される。その第一則で族籍（身分）として華族・士族・卒・祠官（巫を含む）・僧侶（尼を含む）・平民が掲げられているが、この六種のうち僧侶のみ世俗外の身分であった。世俗内身分と世俗外身分が同一平面上に置かれていることだけでも、まだ一元的身分制が成立していく証左となしえよう。しかし、その翌年の明治五年から七年にかけて僧尼身分に決着がついていく。以下この過程を辿り、半ば試行錯誤的な方針決定の積み重ねのなかから、近代社会の原則の一つが次第にその形をなしていく足どりを考察することとしよう。

僧侶肉食妻帯蓄髪勝手令のインペクトとその限界

明治五年四月二十五日、政府は太政官布告第一三三一号を以て次のように布告し、僧侶の世俗外的性

格を無視しようとする基本的立場を初めて表明した。

自今僧侶肉食妻帯蓄髪等可為勝手事

但法用ノ外ハ人民一般ノ服ヲ着用不苦候事

僧侶の事実上の妻帯もしくは特定女子との継続的性関係が当時すでに殆ど一般化していたとしても、女犯を仏戒としてきた仏教界にこの布告が大きな衝撃を与えたであろうことは、想像に難くない。情報伝達の速度と範囲がともにごく限られていた時代だけに、仏教界でもその底辺部分の反応は鈍いものだったと推測されるが、中枢部分は速やかな反応を示した。例えば曹洞宗では、明治五年六月一日、宗内巡回の教導職に下付した「須知略」なる文書の中で、次のように示達しているのである。

　　仏家ノ戒律ハ天下普率ノ公法ニ非ス中世以来混シテ王制ノ如ク相成僧侶ノ仏戒ヲ犯ス者官刑ニ処セラル、ニ至ル今ヤ仏戒ハ仏氏ニ委シテ持犯トモ勝手タルヘキノ儀誠ニ公明至当ト謂フヘシ然リト雖諸部ノ法各々戒律アリ戒律嚴ナラサレハ教法行ハレ難シ況ヤ人情ノ嶮岨ナル之ヲ戒ムルニ律ヲ以テセスンハ臧否ヲ弁セス只情欲ヲ恣マ、ニシニ善性ヲ損スルニ至ラン憐ムヘキノ甚シキナリ依之末派ノ僧侶ヲ教ユルニハ從前ノ通仏祖ノ戒律ヲ以テ急度教諭ニ及フヘクノ旨同濟ニ相成候段寺院へ可申論事⁽²⁾

太政官布告に拘らず仏戒を守るべきことを教諭し、末派僧侶の間に起こりうべき混乱を未然に防遏しようとしたのである。同じような企ては外の宗団にも見られたことと思われるが、管見に入ったのは

今のところ仁和寺の例くらいのものである。⁽³⁾

仁和寺では、明治五年五月、太政官布告への対応として全国の末寺へ使僧を派遣し、肉食妻帶蓄髮などをするか、仏祖の教戒に基づいて従前の通り如法に修行するか、僧侶の機根を取り調べるべく、留守居・僧正皆明寺照道の名をもつて京都府に印鑑の下げ渡しを願い出た。京都府から一度にわたる照会があつたのち、六月に入つて漸く印鑑の下付を受け、仁和寺役者西福寺智幢らの一行を末寺全數の一割が所在する名東県下（阿波・淡路）から巡回を開始させた。

西福寺が末寺巡回の許可を求めて名東県へ提出した願書に「末派僧侶取締」の文言があつたためか、僧侶に渡すために印刷して準備していたビラを県に差し出す羽目となり、そこから仁和寺の行動およびこれを認可した京都府の措置が問題となつていった。そのさい関係当局の間で取り交された文書から、肉食妻帶勝手令がどのようなものとして理解されていたかを窺うことができるのである。

まず、件のビラの内容を見ておこう。

末派僧侶人別取締之事

一去ル四月二十五日從^テ大政官被仰出候ハ自今僧侶肉食妻帶蓄髮且俗服着用可為勝手御趣意ニ候得共是者元來仏戒之事故仏弟子トシテ仏戒ヲ犯スハ道ニアラス且先般被仰出候ニハ大義明分文明開化善知識ヲ世界ニ振起スヘシ等之御趣意是全ク頑愚固執ノ惡弊ヲ去リ人ヲ人ニシ道ヲ道ニスヘシトノ事ナリ然レハ僧ハ僧ノアルヘキ様如法如律ニシテ他ノ嫌疑モ不受様可勤修事

但御趣意ニ基キ肉食妻帶蓄髮且俗服着用等致度者ハ其趣証書ヲ以テ可申出尤本寺ヨリ指図無之内

勝手ニ不相成事

右之趣各承知ノ上寺院号並ニ実名宝印且弟子名等事戒共詳細相認請書可被差出者也

明治五年

仁和寺役者 西福寺

名東県は、「勝手令」が布告されたからには「私ニ取締ケ間敷儀有之候テハ第一御政体ニ相悖リ不都合之次第」と判断して、使僧の県内巡回を一先ず差し止め、京都府に照会して來た。これに対しても京都府は、一、肉食妻帶勝手令は「してよい」ということであつて「必ずせよ」というのではない、二、仁和寺は末下に肉食妻帶をさせないといつてゐるのではない、三、寺院の宗法は依然公認されており廢止されたわけではない、という三点を挙げて、措置の妥当性を主張するとともに、問題のビラの調査を約した。

京都府の回答に満足しなかつた名東県は重ねて照会し來たり、勝手令は隨意に任せるという趣旨のものであつて、妻帶僧を清僧の下位に置くといった區別を私に設けることはいかにも不都合である、と主張した。京都府は前回の論拠を繰り返すとともに、「從前ノ宗法御廢ノ事ニ無之ハ則從前ノ宗法ヲ以之ニ処セントノ申立ニ候得ハ御政体ニ相悖リ候儀ハ更ニ無之筈」と反論したのである。

京都府の再度の回答にも不満であった名東県は、これでは埒があかないとして、五年十月教部省に伺いをたてた。教部省では京都府が本省に伺出もせず教義に關係した件をみだりに許可したことによ

一元的身分制の成立

快感を示し、「向後右様之者有之候節者差押置当省へ可伺出事」と指令するとともに、一件の報告を求めた。教部省が京都府の報告を受けた上で発した五年十一月の達は、名東県の処置を是とし京都府のそれを非とする内容のものであった。その主要部分は以下の通り。

先般僧侶肉食妻帯蓄髪等可為勝手旨被仰出候一事ハ天理ヲ保全シ人道ヲ擁護シ從来宗規之弊習ヲ一洗セシムヘキ御趣意ニ候処同寺之僧侶猶旧規ヲ墨守シ一己之所存ヲ以彼是之區別相立末派之僧徒ヘ告諭致候様ニテハ到底朝旨ニ抵牾シ民心陶冶之妨トモ相成不都合之次第ニ付於其府モ此旨篤ト体認シ御趣意懇切ニ申諭右書面速ニ為取戻候様可取計候

上記の達が肉食妻帯勝手令の趣旨とみた「從来宗規之弊習一洗」とは何を意味するのであるか。宗法廃止を指すわけではないとすれば、きわめて曖昧であって、「天理保全人道擁護」と大上段に振りかざすあたり、京都府の主張を退けるための論理ではないかとさえ思われるるのである。先に掲げた曹洞宗の「須知略」は政府当局に伺済みであるとのことであったが、そうなら京都府への指令との食い違いは無視できない。両者を統一的に解釈するためにも、今回の京都府への指令は教部省の不快感に発するものと見なければなるまい。そういえば、名東県と京都府との間にも何らか感情的なものが潜んでいるものようである。

京都府は府県中で東京府につぐ地位を与えられ、知事・参事・権参事を擁していたが、名東県のほうは参事・権参事という体制の比較的低い地位の県であった。そこで、名東県からの問い合わせに対

一元的身分制の成立

しても、一段上の立場から答えている趣なしとしないのである。それに中央政府の意向に通じているという自負もあつたかも知れない。他方、教部省は中央官厅のなかでは非力であったから、京都府のような高格の地方官厅にはある種の劣等感を抱いてその措置に過敏に反応し、これを越権行為ときめつけて中央政府の威を示したように思われるるのである。

肉食妻帯勝手令に対応して末派僧侶を二階級に分かつ企ては他にもあり、先にふれた曹洞宗では弁道師・唱道師の一階級制を主張する有力な説があつた。弁道師とは非妻帯の清僧であつて、専ら参禅弁道して宗師家分上となり、進んでは本山貫主ともなる者、唱道師とは妻帯のただ道を唱えるだけの談義僧であつて、生涯通常の寺院に住して世襲する者である。また、天台宗の村田寂順も僧侶二階級制を主張したといふ。清僧・優婆塞、あるいは弁道師・唱道師、あるいは解脱僧・近事僧の区別を設けることにより、僧侶身分の解体を妻帯僧の範囲に押しとどめようとしたのである。しかし、この企ては仁和寺にあつては政府によつて差押えられ、他の教団においてはその煽りを受けてか沙汰止みとなつた。それに教団内でも、もしこの制度が実施されたなら、弁道師は唱道師を不淨僧扱いして軽蔑し、唱道師は弁道師の私行面の摘発にのみ腐心して、一宗不和惑乱の基となつたに違ひないといわれたのである。⁽⁴⁾

肉食妻帯勝手令は戒律の保持を建前とする僧侶身分に強烈なパンチを食わせるものであつたが、教部省が僧侶身分の解体まで意図していたのでなかつたことは、明治五年三月十八日付教部省事務章程

に、制可を経ずして専任処置するをうべき箇条の一つとして、「祠官ヲ置キ僧尼ヲ度スル事」⁽⁵⁾が挙げられており、同年五月四日「僧侶得度（中略）出願之向ハ地方官ニ於テ事実詳細取調當省之指図ヲ可請候」（教部省第一号）と令達したことによつてこれを察知することができる。僧侶身分の解体を迫る事態はこの頃別のルートからも出来するのである。

僧侶設姓と僧籍廃止

俗人から僧侶身分への通過儀礼というべき得度式は、剃髪に加えて法衣と法名の授与を内容とする。俗姓を脱して法名を用いるなかに出家の身分が象徴されたのである。ところが明治五年九月十四日、太政官は布告第二六五号で、

古今僧侶苗字相設住職中ノ者ハ某寺住職某氏名ト可相称事

と令した。これは維新政府が人民一人ひとりを同定するために必要な措置であつたが、出家を俗世間に引き戻す効果をもつたので、仏教界に大きな衝撃をもたらした。しかし、その年の三月には本願寺・東本願寺・専修寺・興正寺・仏光寺・錦織寺の真宗六カ本山が華族に列せられ、「華族ニ付テ可唱之家号可申出トノ義ニテ」姓を設け、「宗門ニ関係ノ儀寺号ヲ相用一身上ニ関係ノ儀ハ苗字可用事」となつた。例えば、住職としてはこれまで通り本願寺光尊と名乗るが、華族としては大谷光尊と称す

一元的身分制の成立

ることになったのである。⁽⁶⁾ だから僧侶設姓の前例はあった。けれどもこの度の布告は、宗門に関する場合でも苗字を名乗って本願寺住職大谷光尊と称することを、すなわち聖俗に係わらず一貫して新設の姓を用いることを命じたものであるだけに、仏教界が受けた衝撃は大きかった。

この新制に対抗して、仏弟子つまり僧侶であることを意味する釈・竺・浮屠などを姓とする者があつた。⁽⁷⁾ あるいは、従来寺号が俗家の姓のように用いられた伝統にもとづいて、「各宗本山ニ住職スル者ハ其開山祖師ノ苗字ヲ以テ標出ス可シ」と主張する者がある一方で⁽⁸⁾、それでは「異姓異種ノ人妾ニ他ノ姓氏ヲ冒ス」ことになり「人倫ノ大義」をみだすとして批判の建白書を教育部省に呈した者もあつた。⁽⁹⁾

真宗の諸本山では、大谷（本願寺）、渋谷（仏光寺）、木辺（錦織寺）など家号ともいうべき通称を姓としたので、寺号を名乗るのに近い効果があつたが、僧侶個人の出自に因んで世間によくある俗姓を採用した場合、たとえば南禪寺可庭の畠山、相国寺獨園の荻野、建仁寺荆搜の千葉など、俗姓と法名とが機械的に結び付けられた異様さが歴然とする。この異様さに慣れる過程がすなわち人びとの意識のなかで僧侶の世俗外身分が解体しゆく過程に外ならなかつたのである。

その年十月から十一月にかけて諸宗僧侶は続々新設の姓を教育部省に届け出た。それは高格の僧侶に限らず、一般の僧侶も同様であった。⁽¹⁰⁾ 僧尼を度する権限を与えていた教育部省としては、当然のことであろう。こうして僧侶身分の解体は大きく一步を踏み出したのである。

得度が含む三つの要件、すなわち剃髪・法衣・僧名のうち、剃髪と法衣による僧侶固有の特色は先に僧侶肉食妻帯蓄髪勝手令がうち碎き、今、設姓令が法名による特色をうち破つた。かくて、得度の効果は無視され、僧侶身分の根幹に斧がうち下ろされたのである。しかし、千年余にわたつて浸透した僧侶の制度は容易なことでは打破されうるものでなかつた。設姓があまねく実施されたと考えられる明治六年一月の段階でも、「僧侶之儀ハ別ニ僧籍有之猶人外之様ニ相見エ候」有様であったのである。おりしも政府は戸籍編成の大事業に着手しており、僧侶については得度の地を本貫(本籍)として戸籍を編成する方針が戸籍法で決まつていたが、僧籍の制度がこれを妨げていた。そこで僧籍を廃し、明治四年五月十四日神官について令されたように(太政官布告第二三五号)、「總テ其地方貫属支配トシテ本籍ハ士族平民之中へ本身分之通編成可致」と布達したのであつた。⁽¹¹⁾士族・平民への帰属のさせ方についてはなお検討が必要であったが、僧侶身分を解体して士族・平民のなかへ編籍することは、ここに明確に規定されたのである。

僧尼は職分

僧侶編籍のさい、得度の地を本貫とすると定めたのは、得度をもつて僧侶が誕生することを思えば、当をえた規定である。しかし、蓄髪妻帯勝手令以後の僧侶は昔日の出家とは意味が違つてきているの

一元的身分制の成立

で、出生の家地を本貫とし本生の分に従つて属族を決めるよう改正ありたしとの意見が、明治六年五月、僧侶身分について司法省から照会があつたとき、その回答案作成に関連して教部省内で表明された⁽¹²⁾。僧侶の本貫の定め方についてやがて決着が付くのであるが、時を同じくして僧侶の捉え方についての結論が出たのであつた。それは、左の明治六年九月九日付け僧尼編籍に関する太政大臣あて大蔵省事務總裁上申に初めて現われた。

僧尼ハ出家脱俗ヲ宗旨トシ從来人民ト歯伍セス故ニ政府亦制外ニ処シ候旧貫ニ仍リ戸籍編成表種族中ノ別種々掲載イタシ候処爾來僧侶中華族ニ列セラレ候モノ往々有之右ハ勿論僧族ヲ除キ華族ニ編入候得共其体裁ニ至テハ依然僧侶ニ異ナラス然ルトキハ一人ニテ両族ヲ兼有イタシ候姿ニテ計算上ニ於テモ自カラ重複ヲ免レス且妻帶ノ僧徒其子弟ノ未タ得度セサルモノ、如キ本族ノ称呼ニ差支候等戸籍例則上抵触イタシ候儀少カラス因テ考案候ニ元來出家脱俗ハ仏門ノ宗規ニ出テ候儀ニテ固ヨリ政府ノ公法ニ無之仮令僧侶ト雖モ均シク国民ニ有之候得ハ政府之保護ヲ受ケ候ハ勿論ノ事ニテ制外ニ处シ人民ニ歎伍セサルノ条理ハ無之且苗字ヲ称肉食妻帶ヲ尤サレ候上ハ其制亦繙俗ニ異ナラス徒々出家得度ノ名ヲ存シ候ハ無謂儀ニ付自今僧尼得度ノ制ヲ廢セラレ住職ヲ始メ徒弟ニ至ルマテ各其身分ニ依テ華士族平民ノ中ニ編籍シ宗教ニ從事ノモノハ總テ職分ニ属シ候得ハ族籍職分之區別判然相立一般ノ籍制ニ帰シ可然儀ト存候尚教部省ヘモ御下問ノ上可然御詮儀有之度候編籍方ノ委曲ハ本議御決定ノ上更ニ取調可相伺此段上申仕候也⁽¹³⁾

明治五年僧家のうち真宗六本山が華族に列せられたのは、僧族を除いて華族に編入されたのであって、寺号と家名の併用から印象づけられるような、両族に股がるものではなかつたのである。しかし、外見上両族兼備であつたばかりでなく、本願寺の例でいえば、法義面では遁世名（法名、例えば明如）を用い、世俗面では出家名（諱、例えば光尊）を用いるというように、真俗両界に股がる権威を標榜してきた伝統的觀念に合致するものであつたから、当事者側も両族兼有と誤解したことであろう。だが、それでは戸籍行政を担当する大蔵省として戸籍表作成事務に差し支えが生ずる。また、妻帯僧の場合、未得度の子弟はどの族籍に編入するのが妥当か問題である。これは僧侶家族ということで処理されたが、この段階ではまだ決しかねていたのであつた。

かくて大蔵省は維新政府の法体系のなかに僧侶身分を論理整合的に位置づける必要に迫られ、次のような結論に到達したのであつた。

- (1) 苗字を称し肉食妻帯を許されたうえは、僧侶といえども制外の民ではない。言い換えると、政府の公法には出家脱俗というようなことはないはずである。
- (2) かかるに出家得度のあるものだから、混乱が起ころ。このさい、出家得度の制を廢止するのが至当である。
- (3) 僧侶は華族・士族・平民のなかに編籍する。かく僧侶なる身分を解消させて、僧侶として宗教に従事する者はすべて職分とみなす。

一元的身分制の成立

以上の上申は伺として「自今僧尼得度ヲ被廃其身分ニ依テ華士族平民ニ編籍シ一般ノ戸籍法ニ帰セシメ度」の文言に要約され、教部省の同意を得たうえで、太政官から認可された。⁽¹⁴⁾ ただ問題は、得度廃止は得度禁止ではなく、得度は仏門の規則として存置を認められたかどうかである。さきの上申からはそのように感知されるが、今一つ明瞭ではない。今回の一件の総決算というべき明治七年一月二十日付太政官布告(第八号)は、この疑問を含めて僧侶身分の在り方に明快な結論を提出したのであつた。

僧尼ノ輩自今族籍被定候条各自元身分ヲ以テ本人望ノ地ヘ本籍相定其管轄庁ヘ可届出尤本末寺トモ宗教事務管理ノ儀ハ從前ノ通取扱一般ノ職分同様ニ可相心得此旨僧侶へ布告スヘキ事
但原籍ヘ復帰シ及師僧或ハ親戚ヘ附籍ノ儀ハ情願ニ任セ不苦尤モ一寺住職ノ者ハ平民タリトモ
身分取扱士族ニ准シ候儀ハ從前ノ通候事

この布告は、誤解を招く恐れのある「得度廃止」の文言を避けてはいるが、事実上僧侶身分の解体を宣言したものであることは、布告の四日後教部省が太政官に提出した伺、「自今僧籍ハ被廃得度ノ称モ無之ト可心得哉」にたいする太政官指令「伺之通」に明らかである。⁽¹⁵⁾ かくて、ひとにぎりの僧侶は華族、その他の住職は士族あるいは士族扱い、そして圧倒的大部分の一般僧侶及び家族は平民と定められたのである。ここに僧侶は身分であることを止めて職分となつた。この指令に付記された「尤宗教中私ニ唱來候得度等名称ノ儀ハ別段不及差止事」は、前記布告の「尤本末寺トモ宗教事務管理ノ儀

ハ従前ノ通」の主旨を直截に明示するものであつて、僧尼たらんとする者が必ず経る得度はもはや教部省の所管事項ではなくなり、ただ宗団の私的制規として存置されることとなつた。教部省が明治七年三月十四日付（達書第五号）をもつて「僧侶得度爾後不及伺出」と通達したのは、その論理的帰結であつた。

小稿の前半で述べた仁和寺回僧事件に関連する教部省指令の理念からすれば、得度禁止に近い線が示されてもおかしくはないのに、「得度等名称ノ儀ハ別段不及差止事」と指令したのは、大蔵省の戸籍行政としては得度禁止まで踏み込む必要がなかつたからであろう。しかしその背景に、明治五年の末頃から大教院の在り方を批判する信教自由の建議が始ままり、六年の後半以降これが更に喧しくなつた時代思潮の流れが感ぜられる。そして、この時点に立つて思えば、仁和寺事件のさいの京都府の処置と姿勢に時代を先取りするものを感じせざるをえないのである。

教部省が僧尼の得度を所轄事項から外したことは、政教分離の始まり、政府の世俗化の一歩前進を示唆するものである。政教分離の歩みが仏教界の一角に起きた信教自由の運動から援護射撃を受けたものの、政府の行政行為の論理に発端したことは、注目すべきであろう。こうした論理の担い手となつた大蔵省はやはり維新政府の柱石であり、所轄官庁であるのに大蔵省にリードを許したのみならず、太政官布告第八号の主旨を明白にするために伺を提出せねばならなかつた教部省は、大教院解散のあと解体の運命を迎えるのである。

一元的身分制の成立

身分が改めて職分とみなされたことのなかに、身分は本来職分と結びついていたことが露にされている。身分のなかに融合していた職分がそれとして析出されたとき、近代的職業が誕生する。析出の契機をなすものとして、経済発展もしくは政治改革による社会分化が考えられるが、ここでは政治改革がその契機をなしたのであった。そのようなものとして、明治初期に職業としての僧業が出現し、僧侶自身の身分意識を規定していくのである。

注

- (1) 小稿は、左記の旧稿の論旨を『社寺取調類纂』から見付けた新史料で展開させた補論として位置づけられよう。森岡清美「身分から職分へ——明治維新时期の法制改革による僧尼の世俗化——」竹中信常博士頌寿記念論文集刊行会編『宗教文化の諸相』山喜房、昭和五十九年、三七一—三八七頁。
- (2) 栗山泰音『僧侶家族論』桜樹下堂、大正六年、六〇頁。
- (3) 以下の仁和寺関係史料は、『社寺取調類纂』第一八二、所収。
- (4) 栗山『前掲書』、七一—七三頁。
- (5) 『社寺取調類纂』第一四五、所収。
- (6) 森岡清美『真宗教團と「家」制度』創文社、昭和五十三年（改定版）、五七八頁。
- (7) 明治六年四月九日、教部省第一六号。
- (8) 森岡『前掲書』、二六頁。
- (9) 安祥寺隆燈建言書、『社寺取調類纂』第一五五、所収。
- (10) 僧侶苗字設定届、『社寺取調類纂』第一六〇、所収。

- (11) 僧侶編籍件正院宛教部省議按、『社寺取調類纂』第一五〇、所収。
- (12) 司法省僧侶之義掛合ニ付僻案、『社寺取調類纂』第一五〇、所収。
- (13) 僧尼編籍之儀ニ付上申、『社寺取調類纂』第一五〇、所収。
- (14) 外岡茂十郎編『明治前期家族法資料』第一卷第一冊、早稲田大学、昭和四十二年、一三〇頁。
- (15) 『明治前期家族法資料』第一卷第二冊、一六四頁。